

令和8年度鬼籠野分団第4部詰所新築・解体実施設計業務委託仕様書

1. 業務概要

本様書は、鬼籠野分団第4部詰所新築・解体実施設計業務委託（以下「本業務」という。）の業務範囲並びに提出すべき設計図書等を定めたものである。本業務の実施にあたっては、本仕様書に従うものとする。

2. 委託の範囲

・基本方針

神山町消防団鬼籠野分団第4部詰所の移転計画に伴い、詰所新築工事及び現詰所解体工事に係る実施設計を行うものとする。

なお、新築工事及び解体工事について、それぞれ必要な設計図書を作成し、工事費を算出するものとする。

3. 設計仕様

(1) 施設概要

・工事名称 鬼籠野分団第4部詰所新築工事

// 鬼籠野分団第4部詰所解体工事

・敷地場所 名西郡神山町鬼籠野字東分 旧鬼籠野小学校敷地内

(2) 設計条件

① 新築工事

・旧鬼籠野小学校グラウンド北側駐車場を新築予定箇所とする。

・建物は平屋建てとし、次の施設を整備するものとする。

・車庫（消防車両（積載車）1台及び軽トラック1台程度）

・詰所（洋室48～60㎡程度※15～20人程度が座れる広さ）

・洋式トイレ

・湯沸かし室

・汚水及び排水については、体育館横に設置されている浄化槽を利用するものとする。

なお、鬼籠野防災施設整備事業において新設詰所周辺までの配管新設を計画していることから、当該設計と十分に協議・調整を行うものとする。

・消防ホースポールを新設するものとする。

・車庫前にセンサーライト1灯及び投光器1灯を設置するものとする。

② 解体工事

・対象は鉄骨造2階建60.0㎡（昭和56年7月1日建設）を取壊し、更地とする。

・アスベスト含有建材の使用状況について調査を実施するものとする。

4. 設計業務要領

(1) 業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

- ・測量に関する業務
- ・新築工事に係る実施設計
- ・解体工事に係る実施設計
- ・アスベスト含有建材の調査に関する業務
- ・その他、本業務の実施に必要な業務

(実施設計に関する業務範囲)

業務内容項目		業務範囲の考え方
1 要求の確認	① 建築主の要求等の確認	監督員が行う業務を除く
	② 設計条件の変更等の協議	監督員が行う業務を除く
2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査	対象
	② 各種確認申請に係る関係機関との打合せ	対象
3 実施設計方針の策定	① 総合検討	監督員が行う業務を除く
	② 実施設計のための基本事項の確定	監督員が行う業務を除く
	③ 実施設計方針の策定及び建築主への説明	監督員が行う業務を除く
4 実施設計図書	① 実施設計の作成	設計図面データ以外の提供できる資料により、低減される業務を除く
	② 建築確認申請の手続き	別途
	③ その他関係法令等に基づく各種申請手続き業務	対象
5 工事費の算出		対象(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成を含む)
6 実施設計内容の建築主への説明等		監督員が行う業務を除く
7 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		対象
8 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		対象

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- ・基本方針の確認及び協議は、提示された設計と条件に基づき行う。
- ・実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- ・積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 管理技術者の資格

管理技術者は一級建築士の資格を有する者の中から選定しなければならない。

(3) 打合せ及び記録

本業務における打ち合わせ等は、次のとおりとする。

①発注者との打ち合わせ

第1回 着手前（業務方針及び工程等の打ち合わせ）

第2回 中間打ち合わせ（計画案及び図面の確認及び工事費概算書の調整）

第3回 最終提出時（成果品の確認及び最終協議）

②関係機関との打ち合わせ等の協議回数

第1回 中間時（工事に伴う関係法令及び工事許可等の確認）

なお、上記以外にも、業務の遂行上必要となる打ち合わせ及び協議については、適宜実施するものとする。

6. 成果物、提出部数等

実施設計

成果物	データ	設計図
設計図書 ・面積表及び求積図 ・敷地造成図 ・配置図 ・その他必要な各種図面 工事費内訳明細書 見積書・比較表 構造計算書	PDF CD-R 1枚	設計図はA3版とする 製本 2部

なお、成果品の詳細については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

7. その他、業務の履行に係る条件等

(1) 地元関係者への説明

業務委託期間中に地元関係者への説明を行う予定であるため、発注者から求めがあった場合に、次の業務を行うものとする。

- ・説明用資料の作成
- ・地元関係者から出された意見等を踏まえた設計内容の再検討及び必要な修正

(2) 工事費の再計算

本設計成果については、工事発注年度において適用される最新の積算基準、労務単価、材料単価等を反映して工事費を再算定することを妨げない

8. 委託期限

実施設計業務：令和9年3月31日

9. 他の関連業務との調整

同一敷地内において防災施設整備を計画していることから、詰所建設に係る設計と関連する下水道管及び上水道等の設計について、町担当者を含め、必要な協議及び調整を行うものとする。